会議録

二成 政			
会議の名称	定例庁議		
開催日時	令和6年2月13日(火) 午前 9時25分から 午前11時20分まで		
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室		
出席者及び大席者の職・氏名	【出席者】 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、毛利危機管理監、 須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、 山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、紺清会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、 神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長 (担当課1) 星加産業振興課長、鍋島同課産業労働係長 (担当課2) 大瀧資源リサイクル課長、木田同課主幹兼課長補佐、 木内同課長補佐兼資源リサイクル係長 (担当課3) 濵福祉部次長兼障害福祉課長、伊藤同課長補佐、 佐々木同課障害給付係主査 (担当課4) 増田長寿はつらつ課長、坂田同課長補佐、長尾同課長補佐 (担当課5) 鈴木健康づくり課長、金子同課長補佐、重田同課健康推進係長 (担当課6) 河田保険年金課長、深谷同課主幹兼課長補佐、 真中同課専門員兼国民健康保険係長、岡同課保健事業係長 (担当課7) 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田島同課長補佐、 細田同課住宅政策係長、高麗同課同係主任 (事務局) 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課政策企画係主任 【欠席者】 なし		

産業振興基本計画中間見直し(案) 1 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案) 2 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画(案) 第9期朝霞市高齢者福祉計画·介護保険事業計画(案) 議題 あさか健康プラン21(第3次)(案) 5 第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・ 第4期朝霞市特定健康診查等実施計画(案) 朝霞市空家等対策計画(案) 令和6年第1回朝霞市議会定例会提出議案 (議題1) ・【資料1】朝霞市産業振興基本計画中間見直し(案)の概要 【資料2】朝霞市産業振興基本計画中間見直し 新旧対照表 (議題2) 【資料3】第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の概要 ·【資料4】第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画【概要版】(最終案) ·【資料 5 】 第 6 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(最終案) (議題3) ・【資料6】第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画(案)について(概要) ・【資料7】第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画(案) (議題4) ・【資料8】「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」につ いて (概要) ·【資料 9 】 第 9 期朝霞市高齢者福祉計画·介護保険事業計画(案) 会議資料 (議題5) 【資料10】あさか健康プラン21 (第3次)(案)概要 ・【資料11】目標設定の考え方 ・【資料12】あさか健康プラン21(第3次)(案)具体的な目標及び指 【資料13】あさか健康プラン21 (第3次)(案) (議題6) ・【資料14】第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス 計画)・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画(案)の概要 ・【資料15】第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス 計画)·第4期朝霞市特定健康診査等実施計画(案) (議題7) 【資料16】朝霞市空家等対策計画策定の概要 ·【資料 1 7】朝霞市空家等対策計画(案)

· 令和 6 年第 1 回朝霞市議会定例会提出議案

(議題8)

会議録の 作成方針	□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	■要点記録		
	□電磁的記録での保管(保存年限年)		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
傍聴者の数	_		
その他の 必要事項	なし		

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 産業振興基本計画中間見直し(案)

【説明】

(担当課1:星加産業振興課長)

産業振興基本計画中間見直し(案)について説明する。

まず、見直しの経緯についてだが、本計画は、朝霞市産業振興基本計画策定委員会において、平成29年度から2年間の審議を経て、平成31年3月に策定したもので、計画期間は10年である。

策定に当たっては、産業実態に係るアンケート調査や事業者ヒアリングを行い、内容を反映している。

今年度、本計画が策定から5年目を迎えることから、中間見直しを行うものである。

次に、見直しの概要だが、中間見直しに当たっては、策定委員会において、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急の事業者支援を行ったことから、計画に基づいた事業の進捗がほとんど図られなかったことで、改めて計画に沿った施策を推進すべきとの方針が示されたことから、軽易なものに留めることとしている。

次に、見直しの内容だが、6章の「計画の目指すべき姿」に、新型コロナウイルスの流行、5類感染症への移行、物価高騰や人手不足等の近年の状況に対して、本市で実施した各種事業者支援策等の内容や、今後、物価と賃金の上昇局面において、コストの上昇分を販売価格に転嫁することが求められていることについてなど、現在の社会情勢を反映した表現を追加している。

また、第5次朝霞市総合計画との整合を図るため、SDGsの視点についても追加している。

そのほかの見直しとして、原油・原材料価格の高騰、DXの推進、官民連携、伴走型支援といった、現在の社会情勢を反映した語句等を追加・修正している。

最後に、見直しの過程については、今年度、産業振興基本計画推進委員会を3回開催 し、見直し内容について審議したほか、商工会や商店会、農業関係団体から意見聴取を行 い、さらに、本計画に関係の深い6課の課長に対し聞き取りを行っている。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、計画の見直しの概要において、「コロナの影響で計画をリセットし、改めて推進する」との記載があるが、リセットと言いながら、修正を軽易なものとしていることに違和感があるとの意見に対し、計画の進捗が図られなかったため、計画自体を大幅に見直すことなく、初めからこの計画を推進していくという趣旨で記載したものであるが、そのような趣旨を含めた説明に修正するとの回答があった。

次に、計画の見直しに当たり、数値による検証などは行わないのかとの質疑に対し、推進委員会で、過去にアンケート調査や、事業者ヒアリングによりデータを取っており、改めてデータを取る必要はないのではないかという意見があったため、1章から4章までは変更せず、5章以降の内容を見直すこととしているとの回答があった。

次に、今回の見直しについては、元から軽易なものにとどめる方針であったのかとの 質疑に対し、推進委員会において、大幅な見直しを行うか、軽易な見直しを行うかが議論 されたが、コロナの影響もあり、計画に基づいた事業を実施できなかった部分があった ため、改めてこの計画を推進していく方向でよいのではないかとの意見があり、軽易な 修正にとどめることとしたとの回答があった。

次に、今回は軽易な見直しとなっているが、計画期間の10年目に向けた目標値は設定しているのか。また、10年経った後には、次期計画を策定するのかとの質疑に対し、10年目に向けた目標値は設けており、現行計画の後には、第2次の計画を策定し、その際は目標値に基づく検証も行う予定であるとの回答があった。

次に、資料2の中で「中間値」という指標が用いられているが、これは今の実績値か、 当初の計画策定時の目標値か、どちらが掲載されているのかとの質疑に対し、実績値で はなく、当初の計画策定時に中間目標としていた値を掲載している。推進委員会におい て、計画の進捗が図られておらず、指標の対象となる取組がほとんどできていない中で 評価することは難しいという議論になり、当初の目標に向けて5年間取り組むという趣 旨で目標値を掲載しているとの回答があった。

次に、中間値の掲載箇所に、計画当初の中間目標値である旨を記載しないと、実績値だ と誤って捉えられてしまう。また、実績値を把握しているのであれば、どこかに掲載した 方がよいのではないかとの意見に対し、実績値は、別途、実施計画の中で把握し、推進委 員において議論している。掲載の仕方については、推進委員会会長と協議の上、検討する との回答があった。

次に、コロナの影響で施策の推進ができなかったというが、世界的には経済が伸びている中で、そのように言い切っても問題はないかとの質疑に対し、計画に基づいた事業の推進が図れていないことが実情であり、このように表現しているが、計画に基づく事業とは別に、事業者への支援事業は行っているため、今後、そのような説明をしていきたいと考えているとの回答があった。

最後に、当初、10年間で達成することを考えていた目標値を、そのまま5年後の目標値にしても、達成は非常に困難だと思うので、当初に設定した中間目標値を、今回の最終目標値にした方がよいのではないかとの意見に対し、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

(富岡市長)

政策調整会議の意見を踏まえ、修正した箇所はどの部分か。

(担当課1:星加産業振興課長)

計画の変更の概要、中間見直しについて、コロナの拡大により、緊急の事業者支援等があったため、計画に基づいた事業の進捗が図られなかったことから、改めて計画を推進するとして、表現を追記している。

また、中間値については、「中間目標値」と表記を改めている。

(富岡市長)

目標値の達成は困難ではないのか。

(担当課1:星加産業振興課長)

この3月末で、ちょうど中間地点である5年となるが、中間目標値については、達成できているもの、未達成のものがある。

審議会会長とも協議の上、残りの5年間をかけ、最終目標値に向け、計画を進めていく

方針としている。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)

【説明】

(担当課2:大瀧資源リサイクル課長)

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について説明する。

まず、策定の背景としては、第5次基本計画の期間満了に伴い、第6次基本計画を10年間の計画期間で策定するものである。

次に、主な変更点だが、1点目は和光市とのごみ処理広域化に対応した内容に見直していること、2点目はSDGsや上位計画等を踏まえた施策展開としていること、そして、3点目は食品ロス削減推進計画を新規に追加し、本編に内包していることである。

次に、計画におけるごみ減量化等の主な目標については、計画を推進する上での主要な指標として、ごみ排出量、1人1日当たり生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率、集団資源回収量の5つを設定している。

目標値の設定については、5年後までに排出量を減らし、その後の5年間を横ばいに している。

これは、5年後の令和10年度までは、ごみ処理広域化の新施設の処理能力に合わせて急激な減量としており、また、その後の5年間を横ばいとしたのは、人口推計上、人が増え続ける見込みを考慮して、実質、1人当たりの排出量を減らす目標を立てたためである。

(担当課2:木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

続いて、施策について説明する。

資料5が計画の本編だが、37ページでは、和光市とのごみ広域化に伴い検討が必要な事項として、両市のごみの分別基準の統一や、新施設とリサイクルプラザ等との機能分担等について挙げている。

60ページでは、リサイクルプラザについて、3Rの啓発を続けつつ、事業の内容が時代のニーズに合っているか見直しを行うとしており、具体的には、認知度向上と機能の見直し、展示の定期的な見直しについて記載している。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、12月議会において、リサイクルプラザのあり方等の具体的な見直しをするという話があったが、この計画の記述からは、そのような内容が読み取れないが、どのように考えているかとの質疑に対し、資料5の60ページにおいて、①にリサイクルプラザのあり方の見直しについて、②にフリーマーケット等の検討について追記するなど、内容を改めたい。また、環境施設としての機能も予定している和光市の新施設とのすみ分けについて、新たに記述を追記するかについても検討するとの回答があった。

次に、クリーンセンターの機能が和光市に移る時期と、建物の解体時期はいつ頃を予定しているかとの質疑に対し、新しい和光市の施設は、令和12年度からの稼働を予定している。建物の解体については、国の交付金が、新しい施設を建てる場合に解体の交付金が出る仕組みになっていることを踏まえ、時期を検討していきたいと考えているとの回答があった。

最後に、建物が解体されることで土地が空くと思うが、その土地について、災害廃棄物の仮置き場という想定以外に、暫定的な活用などを検討する余地はあるのかとの質疑に対し、ペットボトルなどの資源物の処理については、和光市の分も今の施設で処理を行う予定があり、施設全ての土地が空くわけではないが、空いた土地については、例えば、内間木公園と連携して、平常時には市民に開放できるようにするなど、総合的に検討していきたいと考えているとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉 計画(案)

【説明】

(担当課3:濵福祉部次長兼障害福祉課長)

第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画(案)について説明する。

まず、計画の趣旨だが、障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいる中、障害者総合支援法をはじめ、障害者差別解消法の改正などにより、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められている。

本計画は、現行の計画の計画期間が今年度末で終了することから、次期計画である第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画を策定するものである。

次に、計画の期間だが、第6次朝霞市障害者プランについては、令和6年度からの6年間、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画については3年間としている。

次に、計画策定の主なポイントだが、内閣府が令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定し、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止などが示されたことを受け、朝霞市障害者プランにおいても、差別解消の推進として研修の実施や相談、通報体制の充実等を記載した。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画については、厚生労働省・こども家庭庁から、令和5年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正告示され、福祉施設から一般就労への移行や地域における相談

支援体制の充実・強化などが示されている。

次に、現状、課題の把握については、障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、アンケート調査やヒアリング調査を実施した。

アンケート調査は、全数調査として、18歳以上の障害のある人5, 019人に配布し、回答率46.3%であった。

ヒアリング調査は、アンケート調査で把握しきれない実態を直接聞くため、医療的ケアが必要な人や、重症心身障害児者、高次脳障害、強度行動障害など、31人の当事者及び家族に対して聞き取りを実施した。

また、市民や関係者の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施し、19者から86件の意見があった。

次に、基本理念については、本計画で目指すべきものとして、朝霞市障害者プラン推進 委員会において議論を重ねた結果、「誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会 の実現」と決定した。

次に、基本目標と施策の方向性については、朝霞市障害者プランでは5つ基本目標を 掲げ、施策体系として、基本目標を達成するための具体的な施策を記載している。

また、朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画においては、障害福祉サービス等の適切な提供を推進するために基本目標を設定するほか、相談支援体制の充実・強化のための取組などに一部指標を追加し、また、活動指標として、事業ごとのサービス見込量等を定めている。

次に、計画の推進体制としては、朝霞市障害者プラン推進委員会の中で、計画の進捗状況の報告及び評価を行っていく。

最後に、計画書の字体については、ユニバーサルデザインフォントとし、スマートフォンのアプリに対応した音声コード「Uni-Voice」を貼り付けた上で、データでの納品を行い、職員による印刷、バインダーへの製本を行う予定である。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

本件は政策調整会議において審議したが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

4 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

【説明】

(担当課4:増田長寿はつらつ課長)

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について説明する。

本計画は、3年に一度、高齢者福祉計画と合わせて介護保険事業計画を見直し、その期間の介護保険料や方向性を定めるものとなっている。

また、この計画に基づく介護保険料の確定は、3月議会での介護保険条例改正案の議 決の後となるため、介護保険料を含む本計画の確定についても、条例改正後の3月末を 見込んでいる。

本市の高齢化については、国や県と比較し、ゆっくりと進行していくものと推計されているが、令和7年に団塊の世代が75歳以上になるなど、後期高齢者の割合の増加が見込まれる。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22年には、前期高齢者も再び増加 し、65歳以上の高齢者人口は4万人を突破し、高齢化率は27%に達するものと見込 んでいる。

その他にも、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、8050問題や老老介護など、高齢者を取り巻く課題は複雑・多様化している状況の中、国から示されている基本指針を踏まえ、本計画を策定している。

本計画の作成上の狙いとしては、より多くの市民に読まれるよう、読みやすい分量とすること。

重点課題を設定することにより、これまでの取組から最も改善や強化の必要がある取組を明確にし、実効性のある計画とすること。

資料編に分析資料を掲載し、より深く読みたい方にも分かりやすい構成とすることの 3点である。

本計画の第1章では、計画策定の背景や趣旨、第8期計画までの振り返りなどを行い、 今後に向けた課題について確認している。

次に、第2章では、本計画の基本理念や基本目標、施策目標及び施策の方向性のほか、 重点課題等について触れている。

また、これまでの計画で検討や見直し等が不十分であった課題をベースに、継続性を 重視し、最も改善又は強化する必要性がある取組を明確にすることで、メリハリの効い た実効的な計画とするため、4つの重点課題を設定し、それぞれに成果目標を指標とし て設定した上で成果を測ることとしている。

次に、第3章では、介護保険料の算定手順や、厚生労働省が作成した地域包括ケア「見える化システム」に基づいて算出した、本計画期間中の介護保険サービスの利用回数や利用人数、介護保険給付費及び地域支援事業費の総額等の推計を掲載し、それらの推計値を基に、計画期間中に65歳以上の第1号被保険者が負担すべき介護保険料基準額を算定している。

その結果、介護保険料基準額は年額で78,600円、月額で6,550円となり、第8期の月額基準額5,700円と比較し、月額で850円の増額となっている。

また、第1号被保険者の保険料段階については、国が介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階を9段階から13段階に多段階化するとともに、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等で、所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料の上昇を抑制する見直しを行っていることを受け、本市においても、これまでの13段階から18段階に多段階化し、所得等に応じて、より負担の弾力化が図れるように設定している。

更に、所得段階別の保険料率については、これまでも本市は第1段階から第4段階までを国基準より低く設定していたが、本計画でも踏襲し、低所得者に配慮した設定としている。

次に、第4章では、計画推進に当たり、各種アンケートの実施、市民ワークショップの 開催、活動団体へのヒアリング、市民懇談会やパブリック・コメントの実施等を踏まえ、 多様な主体と連携しながら、重点課題ごとに設定した成果目標に基づいて進行管理をすることとしている。

最後に、資料9の62ページから73ページまででは、新たに市内6圏域ごとの特性をまとめた圏域カルテを作成するとともに、第8期計画に引き続き、全編をとおしてユニバーサルデザインのUDフォントを使用し、ページごとに「Uni-Voice」の二次元コードを印刷する予定となっている。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、保険料が月額基準額で850円上昇した要因として、その内訳は把握しているか。また、保険料段階の区切りとなる所得金額について、この金額に設定した理由は何かとの質疑に対し、保険料上昇の詳細な内訳までは今は把握していないが、要因として、給付の伸び自体で7.01%の上昇、また、報酬改定の部分で、1.54%を給付の伸びとして見込むよう国から通知が出ており、そのあたりが影響しているものと思われる。段階の区切りとなる所得金額は、国の基準に合わせているが、国の基準よりも更に細分化し、多段階化をしているとの回答があった。

次に、資料9の55ページ以降の資料編について、62ページ以降の圏域カルテは、業務内容の欄に6圏域全て同じ説明が記載されているが、同じ内容でスペースを使うより、各圏域の特徴を掲載した方がよいのではないか。また、76ページ以降の介護保険サービスの説明については、ほとんどのサービスの説明の書き出しが同じ内容であるなど、資料編全体について、作りが雑に感じるため、もう一度見直してはどうかとの意見に対し、圏域の業務内容について、各圏域で業務内容が同じものでなくてはならないという考え方や、市民は自身の圏域だけを見るのではないかという考え方もある。また、用語説明の記載内容については、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」から引用しており、国が示す説明と同様としているが、審議会会長とも協議の上、資料編全体について内容を検討するとの回答があった。

次に、介護保険料の変更については、条例が可決されないと決定しないものであると 捉えているが、条例の成立時期を意識して、いつ計画を公開するかなど、今後の事務の流 れを検討してもらいたいとの意見に対し、意見を踏まえ対応するとの回答があった。

最後に、資料9の31ページの「消費者被害の防止」の内容に、新たな庁内組織として立ち上げた「相談事業連絡会」のことを盛り込んでもらいたいとの意見に対し、担当課と調整の上、対応するとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

5 あさか健康プラン21 (第3次) (案)

【説明】

(担当課5:鈴木健康づくり課長)

あさか健康プラン21(第3次)(案)について説明する。

まず、計画策定の趣旨としては、本市では、平成16年に「あさか健康プラン21」を 策定し、市民の健康の保持・増進のための取組を進めてきたが、現行の第2次計画が令和 5年度末で終了することから、現行計画の評価や市民健康意識調査の分析によって確認 された本市の健康課題の解決に向けて、また、引き続き市民の健康増進を図るため、第3 次計画を策定するものである。

次に、計画の位置付けだが、本計画は健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、国の基本方針及び埼玉県の健康増進計画を勘案し、住民の健康増進の推進に関する計画として定めるもので、策定は努力義務であるが、県内では63市町村の全てで策定されている。

次に、計画期間と評価については、計画期間は令和6年度から令和18年度までの 13か年であり、中間評価は計画開始後7年目となる令和12年度、最終評価は計画の 最終年度となる令和18年度に実施する予定である。

次に、朝霞市の現状については、「健康寿命」は男女ともに埼玉県より長く、令和3年度では、県と比べて男性では0.14歳、女性では0.16歳長くなっている。

なお、埼玉県では、65歳になった人が要介護2になるまでの期間を「健康寿命」と定義している。

死亡の状況では、本市の死因の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患で、いずれも生活習慣病と関連があり、死因の1位から3位までで、全死因の半数を占めている。

医療の状況では、50歳以上で高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の受診者が増加しており、また、75歳以上の高齢者では、高血圧、糖尿病などの生活習慣病での外来受診が多い状況である。

健診の状況では、各種がん検診の受診状況では、受診率はほぼ毎年度県平均を上回っており、また、特定健診の受診状況についても、平成29年度から令和4年度まで、県平均を上回っているが、どちらの検診も目標とした受診率を下回っている。

次に、前計画の評価だが、前計画の54指標76項目のうち、46項目の60.5%で 目標を達成又は数値が改善している。

目標未達成の項目は、「男性の脂質異常症の減少」、「血糖コントロール不良者の減少」 等の生活習慣病に関する項目、「野菜摂取量の増加」、「運動習慣のあるこども」等の生活 習慣の改善に関する項目である。

次に、健康課題については、本市の健康課題を整理し、抜粋して資料に示している。 課題の多くは生活習慣病に関連していることから、生活習慣病の発症予防及び重症化 予防への取組が必要であり、また、健康課題は壮年期以降に表出するため、それ以前の年 代から、食生活、運動、休養などの健康への取組が必要である。

次に、計画の基本的な考え方についてである。

計画のビジョンについては、国では「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」としているため、本市では「全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現」としている。

基本目標は、国の目標と同じく「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」とし、ビジョンや

基本目標の実現に向けて、55の目標項目を設定している。

計画の体系については、国の目標項目の設定に沿って、8つの健康の各分野にライフ コースアプローチの視点を加え、計画の体系としている。

次に、国の新たな視点と本市の取組については、国では5つの取組を新たな視点としており、特に「女性の健康」については、「骨粗しょう症検診の受診率の向上」が目標として設定されたため、本市でも目標として設定し、令和6年度から新規事業として対象者への個別に周知するとともに、その他の新たな視点についても関連事業と紐付けて推進していく。

最後に、推進体制については、計画の策定及び評価に関しては、朝霞地区医師会、歯科 医師会などの専門職を含む委員で構成される健康づくり推進協議会で事務を所掌し、ま た、各課で実施する関連事業の進捗状況を毎年度把握し、評価を行う。

目標項目の評価は、中間及び最終評価時点における、最新の公的統計データ及びアンケートで評価を行う。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、この計画において、健康増進法の努力規定に基づくというのみで、市の健康づくり推進条例については触れられていないが、どのように考えているか。条例の位置付けについて、部内で検討した方がよいのではないかとの質疑に対し、この計画は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」であることが一番にあり、計画に定めている目標項目などについても、全て国が示す基本方針に基づいている。条例の位置付けについて、また、条例に係る記載を計画の中に盛り込むことについては、検討するとの回答があった。次に、資料 13055 ページに、「40 歳代以上の男性でほぼ毎日飲酒している者は、 $30\sim40$ %」という記載があり、59 ページには、「40 代以上の男性はほぼ毎日飲酒している者が多く」という記載があるが、 $30\sim40$ %という割合で「多い」と表現することは適切かとの質疑に対し、飲酒の頻度に係るアンケートの結果、男性の40 歳以上の年代については、「ほぼ毎日」と回答した者が $30\sim40$ %台であり、他の選択肢の回答割合よりも多いことからこのように表現をしているが、指摘を踏まえ、表現の見直しを検討するとの回答があった。

次に、この計画は、国の基本方針に準じた上で、朝霞市の現状や課題を分析し、対策を講じるという考え方で策定しているのかとの質疑に対し、指摘のとおり、既に朝霞市として国が示す目標値を達成している場合には目標値をより高く設定し、また、朝霞市の特徴となっている課題については取組を重点化するなど、朝霞市の現状等に合わせて策定しているとの回答があった。

最後に、この計画で使われている「健康寿命」と、保険年金課のデータヘルス計画で使われている「平均自立期間」という指標は、共に要介護2以上になるまでの期間を表す指標となるが、各計画で基にするデータが異なり、数値が一致しないので、担当課同士で話し合い、それぞれがどのようなデータを用いているかを把握し、一致しない理由を説明できるようにした方がよいのではないかとの意見に対し、以前にも、医療費に係る数値が異なっていたため、用いているデータについて保険年金課に確認を行ったことがあるが、指摘の部分を含め、改めて確認するとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について必要に応じて修正し、庁議に諮ることとした。

(富岡市長)

データヘルス計画とあさか健康プラン21(第3次)の健康寿命はなぜ違うのか。

(担当課5:重田健康づくり課健康推進係長)

健康寿命の算出は、保険年金課のデータヘルス計画では「KDBシステム」という国保独自のデータベースから作成しており、0歳から要介護2になるまでの期間として、平均自立期間と呼ばれている。

一方、本計画で使用する健康寿命のデータは県が作成しており、65歳以上の方が要介護2になるまでの期間を算出しているが、抜き出しているデータが違うため、両者には差が生じる。

(富岡市長)

両者の差はどのくらいになるのか。

(担当課5:重田健康づくり課健康推進係長)

令和3年度における男性の数値で比較すると、データヘルス計画における平均自立期間は80.5歳である一方、本計画における健康寿命は18.15歳で、そこに65歳を足すと83.15歳となり、本計画の方が2.65歳高くなっている。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

6 第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)・第4期朝霞市特 定健康診査等実施計画 (案)

【説明】

(担当課6:河田保険年金課長)

第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期朝霞市特定 健康診査等実施計画(案)について説明する。

まず、計画の趣旨については、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画として、データ ヘルス計画を策定するものとしている。

また、保健事業を実施する上で、中核となる特定健康診査等の実施方法を定める「特定健康診査等実施計画」を本計画の第5章に内包して策定している。

次に、計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としている。

次に、本計画の特徴及び前期計画との変更点については、国が策定した手引きでは、都道府県レベルで標準化することとしており、県内の「共通様式」及び評価指標に基づき、計画案を策定している。

また、健診結果等を分析した効果的な受診勧奨の実施や、保健事業と介護予防の一体的実施の取組を本計画に位置付けている。

次に、計画の構成については、健康課題の抽出、計画全体における目的、目標を達成するための個別保健事業、特定健康診査及び保健指導の実施、計画の評価、見直しなど、共通様式に準じた構成としている。

次に、計画全体における目的については、健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指すものとしている。

なお、個別の保健事業の実施内容については、資料 1 4 の 6 にまとめている。 説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

との回答があった。

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、資料14の2ページ目に、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進事業」の目的として、「薬剤費の伸びを抑制」という記載があるが、保健関係において「抑制」という表現は、受診の抑制という意味合いがあり、適さない表現だと思うので、「軽減」などの表現を用いてもらいたい。また、背景・課題では、数量シェア率が「県内市町村平均を下回っている」と記載されているが、実際の数値を見るとほとんど差はないため、「ほぼ平均値である」などの表現でもよいのではないかとの意見に対し、「抑制」という表現については、意見を踏まえ修正する。数量シェア率に係る記載は、先日も医師会等にジェネリック医薬品の積極的な使用をお願いしており、また、担当課としても使用割合を高めていきたいという思いがあったためにこのような記載にしたが、表現を検討する

次に、ジェネリック医薬品の目的として、被保険者の負担軽減という考え方もあれば、 それを併記してはどうかとの意見に対し、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

次に、計画の趣旨として、「あさか健康プラン21と調和のとれたもの」という記載があるが、健康課題の抽出などにおいて、どのように調和をとったのか。また、計画の規模感としては、あさか健康プラン21の方が対象者は多く、こちらの計画では、その中で国民健康保険に加入している者が対象となるという捉え方でよいのかとの質疑に対し、あさか健康プラン21との調和については、国民健康保険被保険者の疾病の状況等について、健康づくり課との打ち合わせの場において、常に情報交換を行っているとともに、健康課題の抽出及びその後の取組、健康寿命の延伸という目的などについては、あさか健康プラン21と同様になっている。計画の規模感としては、あさか健康プラン21は、国民健康保険のデータベースだけではなく、他のデータも用いている計画であるが、こちらの計画は、国民健康保険のデータベースのデータのみを用いて、国民健康保険の加入者に限定した評価等を行っているとの回答があった。

次に、国民健康保険加入者と全体を比較したときに、何か傾向はあるかとの質疑に対し、一人当たりの医療費については、高齢者の割合が高くなる国民健康保険加入者の方が高くなる傾向があるとの回答があった。

次に、あさか健康プラン21は、市全体が対象となるため、国民健康保険加入者についても内包されている計画だと思うが、国民健康保険に特化した計画を作ることにどのような意味があるかとの質疑に対し、この計画は、国民健康保険被保険者の実際にかかった医療の状況、健診結果等を連携したデータを基にしており、国民健康保険被保険者に特化した、地域特性に合った保険事業を実施するための計画として、もう一歩踏み込んだ詳しい内容となっているとの回答があった。

次に、前期計画からの変更点にはどのようなものがあるか。また、資料15の1ページに、「後期高齢者医療被保険者の健康づくりも見据えた計画の策定」との記載があるが、この内容は資料14にまとめられている前期計画との変更点に明記しないのかとの質疑に対し、変更点としては、新たな取組内容として、特定健康診査の受診率向上のため、個人の特性に合った受診勧奨を行うことを明記し、また、特定健康診査の健診の項目や、問診票の関係について国の手引きの改正があったため、変更になっている。後期高齢者医療の関係については、資料15の78ページに、新たに項目を立てて情報を追加しているとの回答があった。

最後に、この計画が何に重点を置いており、前計画から実績を踏まえて何を変更した

かなど、要点を把握しやすいよう、資料14の3に盛り込んでもらいたいとの意見に対し、意見を踏まえ修正するとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

7 朝霞市空家等対策計画(案)

【説明】

(担当課7:村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

朝霞市空家等対策計画(案)について説明する。

まず、策定に当たっての背景、目的だが、本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき策定するものである。

市ではこれまで、「空き家ワンストップ無料相談窓口」や「空き家バンク制度」などの空き家対策を行っているが、改善措置を講じるよう通知等を送付しても改善がなされないケースや、所有者や法定相続人の該当者が判明しない「所有者不明空き家」が存在するなど、対応が困難なケースが生じている。

令和5年12月に改正施行された「空家等特措法」では、「特定空家」に至る前の段階の「管理不全空家」に対する指導・勧告措置や、勧告を受けた「管理不全空家」の固定資産税が、住宅用地特例の対象から除外される等、空き家の発生抑制や除却に関する施策が取り入れられている。

このような背景から、管理不全な空き家にしないための対策を進めるため、本計画案を策定した。

次に、内容だが、空き家発生前から、発生後までの状態を「予防・発生抑制」、「利用促進」、「適切な管理」、「措置」の4つの基本方針を立て、それぞれの方針に基づいた施策を 進めることとしており、計画期間は10年間としている。

基本方針の「措置」は、空き家特措法に基づく取組であり、「管理不全空家」、「特定空家」への対応について記載している。

周囲への悪影響が著しいにも関わらず、改善措置通知等に反応せず、改善を行わない空き家については、今後、「管理不全空家」としての指定や、「特定空家」としての認定を行い、助言・指導や勧告等を行うほか、調査を尽くしても所有者や法定相続人が不明である空き家については、「財産管理制度」を活用した手続を進めていきたいと考えている。

本計画案については、本庁議を経た後、速やかに公表していきたいと考えている。 説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、「財産管理制度」という記載があるが、これはどのような制度か。計画内に制度 の説明がないため、記載してもらいたいとの質疑に対し、土地・建物の所有者の調査を尽 くしても、相続人や所有者等が分からない場合に、市が裁判所に申し立てを行い、当該の 土地・建物の管理人を選任してもらう制度である。指摘を踏まえ、制度の説明を記載する との回答があった。

次に、庁内連絡会の所掌事務として、空き家等が管理不全になることを防止するなど、 具体的な事務が挙げられているが、これは事務局が所掌するものではないのかとの質疑 に対し、庁内連絡会が所掌する事務としては、空き家等の適正管理に関する条例施行規 則で定められているものを記載している。これらの事務について、庁内連絡会では協議 等を行い、実際に事務を行うのは事務局になると考えているが、重要な案件については、 庁内連絡会において検討していくものと位置付けているとの回答があった。

次に、事務の主体となるのは事務局である開発建築課であり、庁内連絡会が事務の実施主体になるという記載には疑問があるので、事務の主体となるところ、協力すべきところで、役割を分けて記載した方がよいのではないかとの意見に対し、それぞれの役割を整理し、明記するとの回答があった。

次に、計画期間を5年間としているのはなぜかとの質疑に対し、計画の中で数値を用いている「住宅・土地統計調査」が5年に1回の調査であり、その調査の流れに沿っていること、また、他の自治体においても同様に5年間としているものが多いことから、5年間と設定しているとの回答があった。

次に、計画期間で空き家を無くすなど、具体的な目標は設けないのかとの質疑に対し、 抽象的ではあるが、管理不全な空き家を無くすことが目標であるとの回答があった。

次に、資料17の1ページに、「空き家等実態調査」の結果として計画を策定するとあるが、今後も実態調査を続けていく予定はあるのか。予定があれば、実態調査を基に実績を確認した方がよいのではないかとの質疑に対し、空き家の管理状況を把握する上で、市民からの通報内容からある程度、実態が把握できると見込んでいるため、実態調査を直ちに行う必要はないと考えているが、今後、必要が生じた時には実態調査を行い、計画を見直していく考えであるとの回答があった。

次に、目標値を設定しないのであれば、計画期間を5年ではなく、10年や15年などに設定し、必要に応じて見直すこととしてもよいのではないかとの意見に対し、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

次に、今年の4月から相続登記が義務化されると思うが、そのことについてのパンフレット等を配り、計画においても言及した方がよいのではないかとの意見に対し、例年、納税通知書を発送する際に、空き家に関するチラシを同封しているため、そこに追加できないか担当課と調整する。また、計画内への記載についても、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

次に、資料17の20ページの(2)に、外部の学識経験者等を含めた組織体制の整備について記載があるが、これはどのような運用を想定しているのか。また、今回の計画は特措法に基づくものとのことだが、市の空き家条例との関係はどのようになっているのかとの質疑に対し、管理不全空家の指定や指導まで、また、特定空家の認定や指導までを庁内連絡会で行っても改善が見られず、勧告等の不利益処分を検討する必要が生じた際に、建築士や弁護士等を含めた、外部の委員会を立ち上げることになると考えている。条例と法律の関係として、条例では助言、指導、勧告、公表までだが、特措法では行政代執行まで手続を行える。特措法に関する処置、処分を念頭にするような物件については、特措法の手続を行い、管理不全にならないような物件については、空き家条例に基づき手続を行うこととなるが、今後、条例と法律の齟齬を埋めるような条例整備について、検討しなければならないと認識しているとの回答があった。

最後に、この計画を見たときに、現在の条例との関係性が分かりづらい部分があるので、整理しておいた方がよいと思うとの意見に対し、意見を踏まえ検討するとの回答が

あった。

以上、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

(富岡市長)

財産管理制度を活用した事例はあるのか。

(担当課7:細田開発建築課住宅政策係長)

近隣の自治体では、新座市で活用した事例がある。

(富岡市長)

新座市では、同様の計画を策定しているのか。

(担当課7:細田開発建築課住宅政策係長) 平成28年に計画を策定している。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

8 令和6年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第6号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計予算である。

歳入歳出の総額はそれぞれ512億200万円で、前年度比12億200万円、割合で2.4%の増となっている。

継続費は、男女平等推進行動計画策定事業など、8事業について設定している。

債務負担行為は、農業近代化資金利子補給補助、市内循環バス運行事業損失補償など、 6件を設定している

地方債は、第六小学校校舎増築事業債など32件を計上している。

その他、一時借入金、歳出予算の流用について定めている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、市税は、前年度比2.9%増の244億8,201万6,000円を計上している。

個人市民税では、納税義務者数の増加などにより増収、法人市民税では、法人所得の減などにより減収、固定資産税では、新築家屋の増などにより増収と見込んでいる。

地方譲与税から環境性能割交付金までは、令和4年度決算額や、令和5年度実績の伸びのほか、地方財政計画の伸び率などにより算定している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和5年度の実績に基づき計上している。 地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収分を計上している。

地方交付税では、普通交付税は交付団体であると見込み、実績を踏まえ計上し、特別交付税については、令和4年度の実績に基づき計上している。

分担金及び負担金は、前年度と同率で5億9,740万2,000円を計上している。

使用料及び手数料は、前年度比0.7%減の8億2,052万8,000円を計上している。

国庫支出金は、前年度比3.8%増の108億1,645万1,000円を計上している。

国庫負担金では、公立学校施設整備費負担金などが増額となっており、国庫補助金では、道路メンテナンス事業補助金などが増額となっているほか、新たに就学前教育・保育施設整備交付金などを計上している。

県支出金は、前年度比1.5%増の37億1,008万円を計上している。

県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金などが増額となっており、県補助金では、乳幼児医療費支給事業補助金などが増額となっているほか、新たに医療的ケア児保育支援事業補助金を計上している。

県委託金では、新たに全国消費実態調査委託金などを計上している。

財産収入は、前年度比と同率で1億4,319万6,000円を計上している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を8億6,786万7,000円計上するなど、全体で12億627万円を計上している。

繰越金は、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

諸収入は、前年度比6.8%増の12億4,189万8,000円を計上し、市債は、 前年度比11.0%増の31億4,860万円を計上している。

次に、歳出だが、議会費は、前年度比1.0%増の2億8,892万円を計上している。 総務費は、前年度比9.9%減の45億399万4,000円を計上している。

民生費は、前年度比5.0%増の268億6,099万1,000円を計上している。 衛生費は、前年度比10.8%減の35億4,358万1,000円を計上している。 労働費は、前年度比18.9%減の142万1,000円を計上している。

農林水産業費は、前年度比26.6%増の1億427万9,000円を計上している。 商工費は、前年度比3.3%増の1億6,884万8,000円を計上している。

土木費は、前年度比11.3%減の42億6,290万5,000円を計上している。 消防費は、前年度比6.3%増の16億692万3,000円を計上している。

教育費は、前年度比24.8%増の67億7,000万6,000円を計上している。 公債費は、本年度の元金及び利子を合わせ、30億3,412万4,000円を計上している。

諸支出金は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万8,000円を計上している。

最後に、予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上している。

(麦田こども・健康部長)

議案第7号 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算である。 予算額は、歳入歳出それぞれ109億1,903万6,000円で、前年度比1.7% の減となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、26億6,073万2,000円を見込み、歳入総額の24.4%を占めている。県支出金は、73億8,660万1,000円、繰入金は、一般会計繰入金などで、7億2,085万6,000円となっており、そのほか、繰越金などで1億5,084万7,000円となっている。

次に、歳出だが、保険給付費は、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業など、72億9,405万4,000円で、歳出総額の66.8%を占めている。

国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された33億5,364万8,000円を計上している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億5,234万2,000円となっている。

そのほか、総務費、諸支出金などで、1億1,899万2,000円となっている。

(佐藤福祉部長)

議案第8号 令和6年度(2024年度)朝霞市介護保険特別会計予算である。

令和6年度(2024年度)朝霞市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億2,379万9,000円で、前年度比7.3%の増となっている。

また、被保険者数等の状況として、65歳以上の第1号被保険者数は、2万8,515人を見込んでいる。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、保険料は、第1号被保険者の保険料で、21億3,566万2,000円を 見込み、前年度比15.2%の増、歳入総額の23.4%を占めている。

国庫支出金は、介護給付費負担金や地域支援事業交付金など、負担金と補助金を合わせて18億8,782万7,000円を見込み、支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費交付金など、23億5,401万2,000円を見込んでいる。

また、県支出金は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金を合わせ、13億 1,591万9,000円を見込み、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、合わせて14億3,027万2,000円を見込んでいる。

次に、歳出だが、総務費、介護認定審査会費では、新たに介護認定調査事務を委託する ための委託料を計上している。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付事業、地域密着型介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業など、総額84億1,461万円で、歳出総額の92.2%を占め、前年度比7.0%の増となっている。

地域支援事業費は、一般介護予防事業をはじめ、包括的支援事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業など、総額5億4,115万2,000円を計上し、前年度比6.3%の増となっている。

このほか諸支出金や予備費などを計上している。

(麦田こども・健康部長)

議案第9号 令和6年度(2024年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計予算である。 令和6年度(2024年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それ ぞれ18億2,373万4,000円で、前年度比11.0%の増となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、15億3,685万4,000円を見込み、歳入総額の84.3%を占めている。

繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億8,406万8,000円を計上しており、そのほか、繰越金、諸収入で、281万2,000円を計上している。

次に、歳出だが、総務費は、一般管理費と徴収費で、1,785万1,000円を計上している。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などをあわせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、18億

217万1,000円を計上し、歳出総額の98.8%を占めている。 そのほか、諸支出金及び予備費で、371万2,000円を計上している。

(益田上下水道部長)

議案第10号 令和6年度(2024年度)朝霞市水道事業会計予算である。

業務の予定量だが、給水戸数は7万100戸、年間総給水量は1,549万2,000 立方メートルである。

年間総給水量のうち、県水受水量は1,084万4,400立方メートルで、受水率は70.0%である。

収益的収入及び支出の概要を説明する。

収入の事業収益だが、26億5,777万7,000円を見込み、前年度比2.8%の減、主なものは水道料金で、18億9,139万5,000円を見込んでいる。

支出の事業費だが、23億9,149万円を見込み、前年度比0.9%の増となっている。

主なものは、県水受水費、減価償却費などを計上している。

次に、資本的収入及び支出の概要を説明する。

資本的収入だが、6億8,285万円を見込み、前年度比38.0%の減、主なものは、 企業債である。

資本的支出だが、18億8,529万9,000円で、前年度比7.4%の減となっており、建設改良事業のほか、企業債償還金などを計上している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分損益勘 定留保資金等で補てんするものである。

継続費は、泉水・岡浄水場次亜塩設備等更新事業として、2か年の継続費を設定するものである。

企業債は、水道施設耐震化事業、老朽管更新事業、電気設備更新事業、あわせて、6億7,200万円を借入限度額としている。

一時借入金は、5億円の限度額を定めている。

(益田上下水道部長)

議案第11号 令和6年度(2024年度)朝霞市下水道事業会計予算である。

業務の予定量だが、水洗化世帯数は6万8,960世帯、年間有収水量は1,435万立方メートルである。

収益的収入及び支出の概要を説明する。

収入の事業収益だが、20億6,910万7,000円を見込み、前年度比0.7%の減となっている。

主なものは、下水道使用料で、9億7,709万1,000円のほか、雨水処理に係る 負担金などを計上している。

支出の事業費だが、20億6,910万7,000円を見込み、前年度比0.7%の減、 主なものは、流域下水道維持管理費、減価償却費などを計上している。

次に、資本的収入及び支出の概要を説明する。

まず、資本的収入だが、8億3,520万3,000円を見込み、前年度比58.5%の減となっており、企業債及び国庫補助金などを計上している。

資本的支出だが、12億9,227万4,000円で、前年度比44.3%の減となっており、建設改良事業のほか、企業債償還金などを計上している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分損益勘 定留保資金等で補てんするものである。 継続費は、大字溝沼地内雨水幹線布設替事業の他3件について、2か年の継続費を設定するものである。

債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせん制度に伴う損失補償、利子補給補助 を設定している。

企業債は、公共下水道事業、流域下水道事業、あわせて、6億5,210万円を借入限 度額としている。

一時借入金は、5億円の限度額を定めている。

(須田総務部長)

議案第12号 令和5年度(2023年度)朝霞市一般会計補正予算第6号である。 今回の補正額は、歳入歳出ともに4億117万5,000円の増額で、累計額は 558億1,101万2,000円である。

継続費補正は、地域防災計画策定事業など5事業について、総額及び年割額を変更するものである。

繰越明許費補正は、市庁舎長寿命化改修事業など25事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

債務負担行為補正は、庁舎照明灯維持管理事業など2事業について、翌年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

地方債補正は、歩道橋改修事業などを追加するほか、橋梁改修事業について、借入限度額の変更を行うものである。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、地方譲与税及び地方消費税交付金などの県からの交付金については、交付 実績を基に積算した決算見込額により補正している。

地方交付税は、国の補正予算に伴い、増額交付されたことから、2億3,008万5,000円増額している。

国庫支出金は、デジタル基盤改革支援補助金などを減額する一方、物価高騰対応重点 支援地方創生臨時交付金を計上するほか、子どものための教育・保育給付交付金や社会 保障・税番号制度システム整備費補助金などを増額することにより、2億1,342万 1,000円増額している。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などを減額する一方、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額することにより、1,460万9,000円増額している。

財産収入は、財政調整基金利子などの預金利子を増額することにより、47万 2,000円増額している。

寄附金は、教育費指定寄附金などで、1,195万7,000円計上している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1億1,939万6,000円増額している。

諸収入は、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを計上することにより、7,373万5,000円増額している。

市債は、新たに歩道橋改修事業債などを計上する一方、橋梁改修事業債を減額することにより、1,450万円減額している。

次に、歳出だが、総務費は、電算システム改造委託料などを増額する一方、住民情報システム標準化移行計画策定委託料などを減額することにより、1,366万1,000円減額している。

民生費は、後期高齢者医療特別会計繰出金などを減額する一方、子どものための教育・ 保育給付負担金などを増額することにより、1億4,727万円増額している。

衛生費は、水道事業会計補助金を増額することなどにより、3億647万7,000円

増額している。

農林水産業費は、環境保全型農業推進事業費補助金を28万6,000円増額している。

商工費は、新たに運送事業者支援金を計上することにより、2,779万8,000円 増額している。

土木費は、新たに交通事業者物価高騰等対応支援金などを計上するほか、道路区画線工事などを増額する一方、橋梁改修工事費負担金を減額することにより、7,699万7,000円減額している。

教育費は、小・中学校における校用器具購入費を増額することにより、1,000万円 増額している。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を2,000円増額している。

(麦田・こども健康部長)

議案第13号 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ742万7,000円の減額で、累計額は112億9,533万4,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、財産収入は、基金の利子として、3万2,000円を増額している。 繰入金は、県からの決定通知等に基づき、保険基盤安定繰入金など、745万 9,000円を減額している。

次に、歳出だが、基金積立金は、財政調整基金等の利子及びこの補正予算における歳入歳出の差引額で、1,248万4,000円を積み立てるものである。

また、諸支出金は、県からの保険給付等交付金返還金及び特定健康診査等負担金返還金の決定通知等に基づき、1,990万8,000円を減額するものである。

(佐藤福祉部長)

議案第14号 令和5年度(2023年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ914万8,000円の増額で、累計額は89億5,677万3,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、国庫支出金は、保険者機能強化推進交付金を247万1,000円、介護保険保険者努力支援交付金を662万3,000円増額するもので、財産収入は、利子及び配当金として5万4,000円を増額するものである。

次に、歳出だが、基金積立金は、国庫支出金の増額により生じた一般財源の余剰並びに介護保険保険給付費支払基金利子分として、914万8,000円増額するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第15号 令和5年度(2023年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,157万円の減額で、累計額は16億4,033万3,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、1,157万円を減額している。

次に、歳出だが、後期高齢者医療広域連合納付金について、同様に保険基盤安定負担金 の確定により、1,157万円を減額するものである。

(益田上下水道部長)

議案第16号 令和5年度(2023年度)朝霞市水道事業会計補正予算第2号である。

今回の補正予算は、物価高騰に伴う、水道使用者の経済的な負担を軽減するため、水道 使用者に対して、基本料金の2分の1について減額を行うものである。

収益的収入は、水道料金の減額に伴い、給水収益2,541万3,000円を減額し、 営業外収益の他会計補助金を2,583万8,000円増額するものである。

収益的支出は、事業費の印刷製本費を42万5、000円増額するものである。

(稲葉市長公室長)

議案第17号 朝霞市情報公開条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、朝霞市土地開発公社の解散に伴い、「実施機関」の定義から、「土地開発公社」を削除するものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(稲葉市長公室長)

議案第18号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、個人番号の利用の独自事務として、こども医療費助成制度を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うものである。

これらの改正のうち、こども医療費助成制度の追加については、公布の日から、法改正に伴う所要の改正については、法の施行の日から施行したいと考えている。

(毛利危機管理監)

議案第19号 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給される手当等が拡大されることに伴い、改正を行うものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第20号 朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例である。 改正内容については、自転車駐車場の利用実態等を踏まえ管理の効率化を図るため、 入出場時間を新たに設定するとともに、原動機付自転車駐車場の利便性向上のため、駐 車可能な原動機付自転車の対象範囲の拡大を行うものである。

この改正については、令和6年7月1日から施行したいと考えている。

(堤田監査委員事務局長)

議案第21号 朝霞市監査委員条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方自治法の一部改正に伴い、条例第5条中、第243条の2の 2第3項を、第243条の2の8第3項に改正を行うものである。 この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第22号 朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を 改正する条例である。

改正内容については、令和5年4月に改正された地方自治法の趣旨に基づき、会計年度任用職員に関して、常勤職員との均衡や、適正な処遇を確保する観点から、勤勉手当の支給を開始するため、必要な規定を整備するものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(野口学校教育部長)

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、学校産業医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬額を改定するものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第24号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国の取扱い及び令和5年度の定年引上げに伴う諸制度の施行を踏まえ、60歳を超える職員の昇給について、極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとするものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第25号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第26号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、 所要の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第27号 土地開発基金条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、基金の目的を妨げない範囲内での現金の処分に関する規定を明 文化するとともに、字句の整理を行うものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(神頭生涯学習部長)

議案第28号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、青葉台公園テニスコート及び内間木公園テニスコートの使用時

間のうち、利用者の利便性を高めて生涯スポーツの推進を図るため、午前6時30分から午後9時まで使用することができる期間について、3月1日から11月30日までに 改めるものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第29号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律及び学校教育法が改正されたことに伴う条項ずれを解消するものと、内閣府 令により基準条例が改正されたことに伴い、重要事項説明書の掲示に関する事項のほか、 所要の改正を行うものである。

これらの改正のうち、重要事項説明書の掲示に関する改正については令和6年4月1日から、その他の改正については公布の日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第30号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、児童福祉法が改正されたことに伴う所要の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第31号 朝霞市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例である。 改正内容については、こども医療費の通院における支給期間を中学生から高校生に年 齢を拡大するほか、他自治体での医療助成対象者を除く規定を追加するものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第32号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例である。

改正内容については、他自治体での医療助成対象者を除く規定を追加し、字句の整理 を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第33号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、障害者総合支援法の改正により、居住地特例の対象に介護保険施設等が追加されたことから、該当する施設の規定を追加するほか、他自治体での医療助成対象者を除く規定を追加するとともに、字句の整理を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第34号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、第9期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者に係る令和

6年度から令和8年度までの介護保険料を改正するもので、現行の13段階区分を18 段階区分とし、それぞれの対象となる合計所得金額や保険料率を改正するものである。

ただし、第1段階から第3段階については、国の低所得者保険料軽減措置に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料を新たに定めるものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第35号 朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、朝霞市指定地域密着型サービス事業の対象となる事業について、利用者の身体的拘束の禁止などの規定の追加、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定の追加、協力医療機関に係る規定の追加等の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第36号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正さ れたことに伴い、利用者の身体的拘束の禁止などの規定の追加等を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第37号 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例である。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、指定居宅介護支 援事業者による指定介護予防支援提供に係る担当職員等の規定の追加などの必要な改正 を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第38号 朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、 介護支援専門員1名当たりの取扱件数などに係る必要な改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第39号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改 正に伴い、所要の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(益田上下水道部長)

議案第40号 朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。 この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(益田上下水道部長)

議案第41号 朝霞市水道事業給水条例及び朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置 基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 である。

改正内容については、水道行政が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管されることによる水道法及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

この改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第42号 市道路線の認定である。

今回認定する路線は、私道の寄附採納及び開発行為に伴う帰属による道路1路線である。

(堤田監査委員事務局長)

議案第43号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。 市の公平委員会委員のうち、須﨑勝茂氏の任期が令和6年5月21日をもって満了と なることから、同氏を再び委員に選任したく、提案するものである。

(堤田監査委員事務局長)

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、寺田聡氏の任期が令和6年6月27日をもって満了となることから、同氏を再び委員に選任したく、提案するものである。

(野口学校教育部長)

議案第45号 教育委員会教育長任命に関する同意を求めることについてである。 市の教育委員会教育長である、二見隆久氏の任期が令和6年4月2日をもって満了と なることから、教育長として同氏を再び任命したく、提案するものである。

(清水市民環境部長)

議案第46号 町の区域を新たに画し、及び名称を変更することについてである。 住居表示の実施を予定しているあずま南地区について、朝霞市住居表示整備審議会の 答申に基づき、この地区全体の区域及び名称を「あずま一丁目」に変更するものである。

【質疑等】 なし	
【結果】 提案のとおり、決定する。	
【閉会】	